

会 議 名 称	令和6年度第3回大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会
開 催 日 時	令和6年12月10日（火） 14時30分から15時55分まで
開 催 場 所	池田市中央公民館 大ホール
出 席 者	【委員】会長：◎、副会長：○ ◎三星委員、高橋委員、暮部委員、大南委員（欠）、中村委員（代理田頭様）、池田委員、齊藤委員、○和佐委員、糸賀委員（代理大下様）、田邊委員 【担当市町等】 豊中市、吹田市、摂津市、豊能町、能勢町、池田市 【事務局】池田市福祉部高齢・福祉総務課 課長 石井、主事 中岡、田籠 【傍聴者】 なし
議 事 内 容	<u>1 開 会</u> 三星会長による進行。 （事務局） 資料の確認。 委員10名中9名が出席のため会議が成立している旨説明。 <u>2 申請書類の審査</u> <u>（1）豊中市 1件（変更1件）</u> 特定非営利活動法人 C I L 豊中・・・資料1 （事業者） 「特定非営利活動法人 C I L 豊中」による自己紹介と変更点の説明。 変更点は、利用料金を国土交通省から通達があった内容に沿って改定をするもの。 利用者は減少していないが、物価や人件費の高騰により赤字となっている。 （会長） 元の料金はいくらか。 （事業者） 距離ごとに分かれており、4km未満は300円、4～8km未満は500円、8～12km未満は1,000円、12～16km未満は1,500円、16～20km未満は2,000円、20km以上は2,500円で設定していた。 （会長） 利用者の動向はどうか。 （事業者） 登録制で登録人数は徐々に増えている。 （会長） 申請があればほとんど受付できているか。 （事業者） 障がいがあるかという要件を満たしていれば断ることはない。

	(会長) スタッフの状況はどうか。 (事業者) スタッフの確保には苦慮しているが、現体制で無理のないように運用できている。 (暮部委員) 1. 1 k m 5 0 0 円という計算となるが、これはタクシー運賃を上回っているので、初乗りの距離を延ばせないか。 (事業者) 初乗り 2 k m 未満 3 0 0 円であれば問題ないか。 (暮部委員) 問題ない。1. 5 k m 未満でも可能。 (会長) 一度持ち帰り検討することも可能だがどうか。 (事業者) 初乗り 2 k m 未満でも試算はしており、収支はぎりぎり何とかなる。 車のメーターで距離の計算をし、運用しているため、0. 1 k m 単位は把握できず、1. 5 k m 未満での運用は難しい。 以前、豊中市内の事業者で同様の申請が通っていたので初乗り 1 k m 未満の料金設定でも可能と思っていた。 (会長) 2 k m 未満での申請に修正して協議を進めて良いか。 以前申請が通っていた件は確認する。 (事業者) 2 ～ 4 k m の利用が多いため影響はあるが、問題ない。 (会長) では申請内容について確認ができたので、事業者は退出をお願いする。 ＜事業者一旦退出＞ (会長) タクシー運賃を超える料金設定は許可できない。 (高橋委員) タクシーは1. 0 4 k m で上がる。 初乗り 1 k m 未満という料金設定となるとタクシーより先に運賃が上がるため初乗りの距離を延ばすかタクシーと同じ距離にしないといけない。 (会長) 他地域で同様のケースは起きていないか。 (中村委員（代理田頭様）) 出席している地域では今のところそのような話は出ていない。 初乗り 1 k m 未満とするとタクシー運賃を超えてしまうので、許可できないという意見がでるのは仕方ない。 これを許可するのかもしれないのかは地域の事業者もいる協議会で判断をお願いしたい。
--	---

	(会長) 地域によって申請が通るか通らないかが変わるの具合が悪い。 (中村委員（代理田頭様）) 運送対価は目安として8割と規定されている。 これを目安に各地域で審議し、判断することとなっている。 タクシー運賃の8割としているのは、運賃の8割が実費、残り2割が適性利潤と考えられている。 (会長) 理解はできるが同じ基準でないと判断がつかない。 (暮部委員) 北摂地域としてタクシー運賃を超えるため許容できないという結論で良いのでは。 (会長) 公平性の観点からこの地域で通って別の地域で通らないというのはどうかと思う。 (中村委員（代理田頭様）) 8割超えたら絶対にダメというものではなく目安であるため、それをもとに各地域で判断いただきたい。 タクシー運賃も各地域で異なるため全国一律の基準は難しい。 (会長) 各地域で決める必要があるのもわかるが、なるべくローカルルールを減らしたい。 今後国交省内で検討をお願いしたい。 (豊中市) タクシー運賃の初乗り運賃の基準はどれくらいか。 (暮部委員) 1. 3 kmまでが600円、1. 04 kmまでが500円となっている。 (会長) それが分かる資料を事務局から各委員や各市町に配布をお願いする。 今日この場で結論を出して良いか。 (中村委員（代理田頭様）) 今回の議論で地域として結論を出して問題ない。 (和佐会長) 福祉有償運送の料金はこれまで金額の基準はなかったのか。 (会長) タクシーの概ね2分の1を超えないことがこれまでは基準とされていた。 今回それが8割を目安にと改正された。 既に初乗り1 km未満の設定で許可した事業者についてはどうするか。 (暮部委員) 一度通ったものを覆すのではなく、次回の更新時に改定する形ではどうか。 また他市町の事業者で同様の申請が通ったものがないか確認をお願いしたい。 (豊中市) 他市町では時間制もあるがこちらはどうすべきか。
--	--

	(暮部委員) 時間制は地域差がでるため本来はタクシーのメーターをつけてもらいたい。 (会長) 料金制についても国土交通省で今後検討していく必要がある。 (中村委員（代理田頭様）) 距離や時間の制限はしていない。 あくまでタクシー運賃の８割を目安となっている。 (会長) 各市町で次回更新時に運賃を改正する必要がある事業者の把握をお願いする。 ＜事業者入室＞ (会長) ２ｋｍ未満に変更した料金設定でお願いする。 (事業者) タクシー運賃を部分的に超えてしまうため２ｋｍ未満３００円に変更することとなったという認識で良いか。 (会長) その通り。 <u>３ その他</u> 案件なし。 <u>４ 閉会</u> (会長) 連絡事項はないか。 (事務局) 次回運営協議会の開催日程（３月３日（月））案内。 本日の申請書類については回収する旨説明。
--	--